

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00040 沿革 (略) <u>令和2年9月4日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00040 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第9条 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p>	
<p>(保険関係の訂正)</p> <p>第10条 被保険者は、第5条第1項又は第2項の規定により提出した船積確定通知書、第6条第1項又は第2項の規定により提出した確定前通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、原則として内容変更等通知期限までに、当該訂正の内容を収録した船積確定通知変更承認申請書、確定前通知変更承認申請書をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(<u>保険関係の訂正等</u>)</p> <p>第10条 被保険者は、第5条第1項又は第2項の規定により提出した船積確定通知書、第6条第1項又は第2項の規定により提出した確定前通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、原則として内容変更等通知期限までに、当該訂正の内容を収録した船積確定通知変更承認申請書、確定前通知変更承認申請書をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第11条～第19条 (略)</p>	<p>第11条～第19条 (略)</p>	
	<p>(<u>保険金請求権の消滅時効の中断申請</u>)</p> <p>第20条 <u>保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第18による簡易通知型包括保険時効中断承認申請書を提出するものとする。</u></p>	
<p>(決済期限前の請求)</p> <p>第20条 被保険者は、約款第39条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第18による簡易通知型包括保険損失発生確認申請書に約款第12条に規定する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。</p>	<p>(決済期限前の請求)</p> <p>第21条 被保険者は、約款第39条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第19による簡易通知型包括保険損失発生確認申請書に約款第12条に規定する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>(回収協力義務の履行状況の報告)</p> <p>第21条 被保険者は、約款第42条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券(変更後のものを含む。以下「保険証券」という。)ごとに別紙様式第19による簡易通知型包括保険回収協力義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(回収協力義務の履行状況の報告)</p> <p>第22条 被保険者は、約款第42条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券(変更後のものを含む。以下「保険証券」という。)ごとに別紙様式第20による簡易通知型包括保険回収協力義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>(回収金の納付)</p> <p>第22条 被保険者は、約款第43条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第20による簡易通知型包括保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収金の納付)</p> <p>第23条 被保険者は、約款第43条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第21による簡易通知型包括保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第23条 約款第44条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第21による簡易通知型包括保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第24条 約款第44条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第22による簡易通知型包括保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(相殺)</p> <p>第24条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して</p>	<p>(相殺)</p> <p>第25条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して</p>	

新	旧	備考
<p>有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>（権利行使等の委任） 第25条 被保険者は、約款第41条第1項又は第47条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第22 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状又は別紙様式22 - 2による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>（権利行使等の委任） 第26条 被保険者は、約款第41条第1項又は第47条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第23 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状又は別紙様式23 - 2による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>（指示書） 第26条 日本貿易保険は、約款第41条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第34条第1項の規定に基づき別紙様式第22 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</p> <p>二～三 （略）</p>	<p>（指示書） 第27条 日本貿易保険は、約款第41条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第34条第1項の規定に基づき別紙様式第23 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</p> <p>二～三 （略）</p>	
<p>（回収納付金の返還請求） 第27条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第23による簡易通知型包括保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>（回収納付金の返還請求） 第28条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24による簡易通知型包括保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	

新			旧			備考
<p><u>附 則</u> この改正は、令和2年10月1日から実施する。</p>						
別表 1			別表 1			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1 - 1	簡易通知型包括保険契約締結申込書	1	1 - 1	簡易通知型包括保険契約締結申込書	1	
1 - 2	簡易通知型包括保険更改申請書	1	1 - 2	簡易通知型包括保険更改申請書	1	
1 - 3	簡易通知型包括保険告知書	1	1 - 3	簡易通知型包括保険告知書	1	
2 - 1	簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/支払限度額設定/仕向国登録〕申請書	1	2 - 1	簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/支払限度額設定/仕向国登録〕申請書	1	
2 - 2	簡易通知型包括保険に係る海外商社の支払限度額増額申請書	1	2 - 2	簡易通知型包括保険に係る海外商社の支払限度額増額申請書	1	
3	簡易通知型包括保険契約内容変更申込書	1	3	簡易通知型包括保険契約内容変更申込書	1	
4 - 1	簡易通知型包括保険船積確定通知書	1	4 - 1	簡易通知型包括保険船積確定通知書	1	
4 - 2	簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請書	1	4 - 2	簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請書	1	
4 - 3	簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書・変更承認申請書	1	4 - 3	簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書・変更承認申請書	1	
5 - 1	簡易通知型包括保険確定前通知書	1	5 - 1	簡易通知型包括保険確定前通知書	1	
5 - 2	簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書	1	5 - 2	簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書	1	
5 - 3	簡易通知型包括保険確定前通知変更通知書・変更承認申請書	1	5 - 3	簡易通知型包括保険確定前通知変更通知書・変更承認申請書	1	
6	簡易通知型包括保険被保険者合併等通知書	1	6	簡易通知型包括保険被保険者合併等通知書	1	
7 - 1	簡易通知型包括保険保険契約上の地位譲渡承認申請書	1 (1)	7 - 1	簡易通知型包括保険保険契約上の地位譲渡承認申請書	1 (1)	
7 - 2	簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	7 - 2	簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
7 - 3	簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)	7 - 3	簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)	
8 - 1	簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	8 - 1	簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
8 - 2	簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	8 - 2	簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
9	簡易通知型包括保険事情発生通知書	1	9	簡易通知型包括保険事情発生通知書	1	
10 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	10 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	
10 - 2	簡易通知型包括保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	10 - 2	簡易通知型包括保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	

新			旧			備考
10 - 3	簡易通知型包括保険 (増加費用) 損失発生通知書	1 (1)	10 - 3	簡易通知型包括保険 (増加費用) 損失発生通知書	1 (1)	
11 - 1	簡易通知型包括保険 (船積前) 入金通知書	1 (1)	11 - 1	簡易通知型包括保険 (船積前) 入金通知書	1 (1)	
11 - 2	簡易通知型包括保険 (船積後) 入金通知書	1 (1)	11 - 2	簡易通知型包括保険 (船積後) 入金通知書	1 (1)	
12	簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	12	簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
13	簡易通知型包括保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	13	簡易通知型包括保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
14 - 1	簡易通知型包括保険 (船積前) 保険金請求書	1 (1)	14 - 1	簡易通知型包括保険 (船積前) 保険金請求書	1 (1)	
14 - 2	簡易通知型包括保険 (船積後) 保険金請求書	1 (1)	14 - 2	簡易通知型包括保険 (船積後) 保険金請求書	1 (1)	
14 - 3	簡易通知型包括保険 (増加費用) 保険金請求書	1 (1)	14 - 3	簡易通知型包括保険 (増加費用) 保険金請求書	1 (1)	
15	保険金請求経緯書	1 (1)	15	<u>簡易通知型包括保険</u> 金請求経緯書	1 (1)	
16	債権一覧表	1 (1)	16	債権一覧表	1 (1)	
17	債権一覧表に係る決済等通知書	1 (1)	17	債権一覧表に係る決済等通知書	1 (1)	
18	簡易通知型包括保険損失発生確認申請書	1 (1)	18	<u>簡易通知型包括保険時効中断承認申請書</u>	1	
19	簡易通知型包括保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	19	簡易通知型包括保険損失発生確認申請書	1 (1)	
20	簡易通知型包括保険回収金通知書	1 (1)	20	簡易通知型包括保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	
21	簡易通知型包括保険回収費用負担申請書	1 (1)	21	簡易通知型包括保険回収金通知書	1 (1)	
22 - 1	簡易通知型包括保険権利行使等委任状	1 (1)	22	簡易通知型包括保険回収費用負担申請書	1 (1)	
22 - 2	簡易通知型包括保険権利行使等委任状 (保険金請求前)	1 (1)	23 - 1	簡易通知型包括保険権利行使等委任状	1 (1)	
23	簡易通知型包括保険回収納付金返還請求書	1 (1)	23 - 2	簡易通知型包括保険権利行使等委任状 (保険金請求前)	1 (1)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の () 内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の () 内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			
別表2～別表6 (略)			別表2～別表6 (略)			